高齢者の財布は狙われています



高齢者の消費者トラブルは年々増加してい ます。私だけは大丈夫と思っていませんか。 悪質業者は心のすき間につけこみます。「お かしいな」「不審だな」と思ったときはすぐ に家族、友人、消費生活センターなどに相談 しましょう。



消費生活センター 995-1854

悪質商法の被害に あわないための五カ条

- ①あやしい電話はすぐ切り、知らない人は 家に入れない。
- ②楽してもうかる話はありません。もうけ話には 注意しましょう。
- ③はっきりと断りの言葉を言いましょう。
- ④すぐに契約せず、周囲の人に相談しましょう。
- ⑤クーリング・オフ制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売などで商品を買った 後でも、一定期間内なら契約を解除できる制度です。商 品を買ったものの、冷静になって考えて「解約したい」と

思ったら、クーリング・オフ制度を利用できます。ただ し、買った商品の種類や、販売方法などによって、クー リング・オフができる場合とできない場合があります。



クーリング・オフできる場合(例)

●訪問販売(アポイントメントセールスや ●店舗での販売、通信販売※ キャッチセールスを含む)、電話勧誘販売、●現金で3,000円未満の支払いの場合 長期契約サービス(エステ・語学教室・家庭:●使用してしまった消耗品 教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介 サービス)など

(契約書面を受け取った日から8日以内)

●マルチ商法、内職商法など

(契約書面を受け取った日から20日以内)

- クーリング・オフできない場合(例)

※通信販売業者が広告に返品特約の表示 をしていない場合は、商品などを受け取っ た日から8日間は契約解除ができます。

- ■商品やサービスの種類によってはクーリング・オフができないものもあります。
- ■長期契約サービスは、自分からお店に行って契約した場合でも、クーリング・オフができたり、 クーリング・オフ期間を過ぎても、一定の解約料を払えば中途解約できたりすることがあります。



一方的に「商品を送る」と言われても、

断りきれずに承諾してしまっても、 クーリング・オフできる場合がある